姶良市観光パンフレット制作業務委託　公募型プロポーザル実施要領

1　業務目的

本業務は、本市の認知度の向上、また、旅行先に選んでもらうための後押しや、旅行者の滞在時間の拡大が期待できるようなパンフレットを新たに制作し、本市の観光振興に寄与することを目的としている。

2　業務概要

(1)　業務名

姶良市観光パンフレット制作業務委託

(2)　業務内容

別紙「姶良市観光パンフレット制作業務委託仕様書」のとおり

(3)　契約期間

契約締結日の翌日から令和８年３月 19 日まで

3　契約金額の上限

契約限度額　1,243,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4　選定方式

選定方法は、本実施要領に記載する「企画提案書」等を求め、提案者の経験及び実施能力、見積価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な事業者をプロポーザル方式で選定する。

5　参加者要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

(3)　会社法（平成17年法律第86号）や破産法（平成16年法律第75号）に基づく清算の開始又は破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4)　法人税、市県民税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員でないこと。

(6)　過去３年以内（令和４年度から令和６年度まで）に、地方公共団体等から本業務と同種または類似業務を、元請として受託した契約実績を有する者であること。

(7)　共同企業体にあっては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、すべての構成員が、上記(1)から(6)までに掲げる要件をすべて満たしていること。

6　契約締結までのスケジュール

項 目	日 程
公募開始（姶良市ホームページ）	令和７年７月４日（金）
質問書の受付期限	令和７年７月11日（金）午後５時まで
質問書への回答	令和７年７月16日（水）
参加表明書の提出期限	令和７年７月18日（金）午後５時まで
参加資格結果通知	令和７年７月23日（水）
企画提案書等の提出期限	令和７年７月31日（木）午後５時まで
プレゼンテーション及び審査	令和７年８月８日（金）
審査結果の通知	令和７年８月15日（金）【予定】
業務委託契約締結	令和７年８月下旬【予定】

7　参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、前記「５　参加者要件」を確認のうえ、次のとおり参加表明書を提出すること。なお、公募に関する資料・様式は、本市ホームページからダウンロードすること。

※姶良市ホームページ：https://www.city.aira.lg.jp

(1)　提出書類・提出部数

ア　参加表明書（様式１）　１部

イ　参加資格確認書（様式２）　１部

過去３年間の同種又は類似業務の契約実績を記載すること。また、契約実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を可能な限り添付すること。

ウ　前記５(4)及び(7)を確認できるもの　１部

(2)　提出期限　令和７年７月18日（金）午後５時必着

(3)　提出方法

ア　持参の場合は、午前９時から午後５時まで（土日祝を除く。）とする。

イ　郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とする。

(4)　提出先　後記「15　応募・問い合わせ先」参照

(5)　参加資格確認結果の通知

参加資格の確認終了後、令和７年７月23日（水）までに、参加表明書（様式１）に記載の電子メールアドレス宛に通知し、別途、原本は郵送する。

8　質問受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は、次の方法で質問書を提出すること。

(1)　提出書類　質問書（様式３）

(2)　提出期限　令和７年７月11日（金）午後５時必着

(3)　提出方法

質問箇所及び質問内容を分かりやすく記載し、電子メールにより提出すること。他の方法による質問書の提出は一切受け付けない。

(4)　提出先　後記「15　応募・問い合わせ先」参照

(5)　質問への回答

質疑に対する回答は、令和７年７月16日（水）までに、適宜本市ホームページに掲載する。なお、当該回答をもって、本要領及び仕様書の追加又は修正をしたものとする。

9　辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退するものは、次の方法で辞退届を提出すること。

(1)　提出書類　辞退届（様式４）

(2)　提出期限　令和７年７月31日（木）午後５時必着

(3)　提出方法　上記「７　参加申込　(3)　提出方法」参照

(4)　提出先　後記「15　応募・問い合わせ先」参照

10　企画提案書の提出

本プロポーザルに要する企画提案書は、次の方法で提出すること。

(1)　提出書類

ア　企画提案書表紙（様式５）

代表者印を押印のうえ、企画提案書の鑑とすること。

イ　会社概要（任意様式　Ａ４版）

ウ　企画提案書（任意様式　Ａ４版）

エ　業務工程表（任意様式　Ａ４版）

履行期間中における業務のスケジュールを作成すること。

オ　配置予定技術者調書（様式６）

業務主任担当者及び業務担当者氏名、経歴、実績等について記載すること。

カ　見積書及び見積内訳書（任意様式　Ａ４版）

会社名、代表者名を記載し、消費税及び地方消費税を含んだ額とする。

(2)　提出期限　令和７年７月31日（木）午後５時必着

(3)　提出方法

ア　持参の場合は、午前９時から午後５時まで（土日祝を除く。）とする。

イ　郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とする。

(4)　提出先　後記「15　応募・問い合わせ先」参照

(5)　提出部数

正本１部（代表者印押印のもの）、副本８部

11　プレゼンテーションの実施及び審査

選定委員会が「別表　評価基準表」に基づき、提案者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションにより評価する。プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とする。

その後、評価結果に基づき、選定委員会で審議の上、選定委員の合計得点が最も高い提案者を第１優先交渉権者とし、次点を第２優先交渉権者として選定する。ただし、一定水準（総合計点60％）に達しない場合は、優先交渉権者として選定しない。

なお、参加者が１提案者のみの場合でも審査を実施し、選定を可否する。

(1)　日時及び場所

令和７年８月８日（金）　姶良市役所本庁舎

※日時・場所については、別途通知する。

(2)　１者あたりの時間配分

ア　企画提案プレゼンテーション　20分以内

イ　質疑応答　10分以内

(3)　出席者

出席者は３名以内とし、管理責任者、制作担当者は必ず出席すること。

(4)　選定結果の通知

選定結果の通知は、第１優先交渉権者名と第２交渉権者名のみを企画提案書の審査を行った全ての事業者に対して、令和７年８月中旬に文書で通知する。

(5)　その他

ア　プレゼンテーションに用いる100インチのモニター、HDMIケーブルは事務局で準備する。パソコンは提案者で準備すること。接続の際に変換器が必要な場合は持参すること。

イ　プレゼンテーションは企画提案書に基づき実施し、資料の追加や差し替えは認めない。

ウ　プレゼンテーションは対面式で行う。オンラインでのプレゼンテーションは認めない。

エ　プレゼンテーションは公開で実施するが、プロポーザル参加事業者については、公平を期すため、他事業者のプレゼンテーションについて非公開とする。

12　契約の締結権

(1)　受託候補者に決定された者は、本業務の契約締結権を有する。

(2)　受託候補者は、仕様書及び企画提案書の記載事項、プレゼンテーション提案事項を基本に姶良市と協議のうえ、姶良市財務規則その他関係法令に基づき適当であると判断された場合に、契約を締結する。

(3)　受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約時の「仕様」となるが、本業務の目的達成のために必要な範囲において、協議のうえ内容の修正及び変更を行うことがある。

(4)　受託候補者による辞退や姶良市が契約を締結できないと判断した場合は、次点者と契約の交渉を行うものとする。

13　失格事項

提案者が、次の各号のいずれかに該当する場合は失格となる。

(1)　参加資格の要件を満たさなくなった場合

(2)　企画提案書等提出書類が期限までに提出されなかった場合

(3)　提出書類に不備または虚偽の記載があった場合

(4)　参考見積額が契約限度額を超えている場合

(5)　前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格に値すると認めた場合。

14　留意事項

(1)　審査結果に対する質問・異議申し立ては一切受け付けない。

(2)　事業提案書等を提出したものは、本募集要領の記載内容に同意したものとする。
(3)　提出期限までに事業提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められない。
(4)　本プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。
(5)　提出された企画提案書等の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、提案者に帰属する。ただし、選定されたプロポーザルの使用権は姶良市に帰属する。
(6)　提出書類等は返却しない。
(7)　提出期限後の提出書類等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、姶良市からの指示があった場合は除く。
(8)　提出された申請書等の取扱いは、姶良市情報公開条例（平成22年姶良市条例第17号）に基づく。企画提案書において企業秘密に該当する部分については、企画提案書にその旨を明記する等明らかにすること。

15　応募・問い合わせ先

姶良市商工観光課観光係（姶良市役所本庁舎３階）
〒899-5492　鹿児島県姶良市宮島町25番地
電話番号：０９９５－６６－３１４５（直通）
電子メール：shokan@city.aira.lg.jp

別表

【評価基準表】

審査項目		評価内容	配点
業務実績・実施体制		①当該業務に関連した実績があり、業務を遂行するに当たり、十分な知見を有するか。 ②業務内容に対して類似実績の業務経験を有するものを配置しているか。 ③業務を遂行可能な人員が確保され、本市の要望等に迅速、柔軟に対応できる体制が備わっているか。	10
企画提案内容	コンセプト	①旅行者が求める視点で「姶良ならでは」の魅力を分かりやすく伝える工夫されているか。 ②ターゲット層の20代～40代の女性を意識した工夫がされているか。 ③子育て世代が興味・関心を引くための工夫がされているか。 ④モデルコースを効果的に挿入し、市内での周遊性や滞在時間の延長、再来訪が期待できるよう工夫されているか。	30
	デザイン能力	①表紙デザインは、思わず手に取ってみたくなるよう工夫されているか。 ②地図や交通アクセスは視覚的に見やすく工夫されているか。 ③写真やイラスト、キャッチコピーを効果的に使用した洗練されたデザインか。 ④特産品や観光地等をイラストで表現するなど工夫がされているか。	30
	その他	①ＱＲコード等を活用して紙面以外でも情報を伝える工夫がされているか。 ②事業者からの魅力的な自由提案がされているか。	20
プレゼンテーション		・プレゼンテーションでの説明内容が明確で信頼できるか、質疑の回答が明確か。	5
提案価格の妥当性		・仕様書を適切に反映した見積りとなっているか。	5